

消費生活の窓口から

緊急注意情報 !! 中山町内で振り込めサギ

11月21日、町内Aさん宅に役場職員を名乗る者から「医療費が戻るので、銀行口座を教えてください」と電話があり、農協に口座があると相手に伝えたと、携帯電話と通帳またはキャッシュカードをもって隣の農協B支店に出向くよう誘導されました。

Aさんは「町内のC支店ではだめなのか?」と尋ねたところ「B支店でないとダメだ」といわれ、わざわざB支店に向かいました。

B支店到着後不信感が募ったAさんが役場に電話確認したところ、そのような電話をした者はいないとわかりました。

その後、相手からの再度の電話に「役場で電話はしていないと言われた」と伝えると相手は慌てて電話を切ったため、Aさんは『振り込めサギ』被害をまぬがれました。

県内では同様の不審電話情報が多数寄せられています。十分に気をつけましょう。

言葉たくみにATMに誘導し、携帯電話で操作指示する「ATM誘導型振り込めサギ」。急がされても落ち着いて周囲の人に相談しましょう。

★役場から医療費の還付を電話のみでお知らせをすることはありません。

★ATMで還付金などの手続きをしないでくださいと絶対にありません。

医療費通知を装った不審な電子メールにもご注意ください!!

最近、医療費通知を装った不審な電子メールが国民健康保険加入者の方に送信されるという事案がありました。町では郵送で医療費の額をお知らせしており、電子メールではお知らせしていませんので、そのようなメールは開かないようにしてください。

※お問い合わせ先 中山町消費生活の窓口（住民税務課住民G） ☎662-2593

税金に関するお知らせ

※お問い合わせ先

住民税務課税務G(役場1階5番窓口)

☎662・2112

「取り壊し建物の届出をお忘れなく」

固定資産税の課税されている家屋で平成26年中に取り壊した建物の確認をしています。

建物を取り壊した方は住民税務課まで届け出てください。(届出がないと翌年度も課税される場合があります。)用紙は住民税務課または町ホームページにあります。

●持ち物 印鑑

【事業主・農業経営者の皆さん 固定資産税「償却資産」の申告書の送付について】

町内に「償却資産」を所有している方や町内事業所などに、償却資産申告書を12月19日(金)に送付します。

「償却資産」の所有者には毎年1月1日に所有する資産を、資産の所在する自治体に申告する義務があります。申告の手引きを参考に、左記受付期間中に申告してください。(郵送可)

申告が必要であるにも関わらず申告書が届かない場合にはご連絡ください。

●申告受付期間 平成27年1月5日(月)～26日(月)

「障害者控除について」

65歳以上の方は所得税法等の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている方のほか「障害者に準ずる者等として町長の認定を受けている方」についても、所得税等申告時の障害者控除の対象とされています。

この「障害者に準ずる者等として町長の認定」による税法上の障害者控除を受けるには、町健康福祉課(保健福祉センター内)に申請し、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることが必要です。

12月31日現在で要介護2以上の認定を受けている方は障害者控除の対象となる場合がありますので、事前に健康福祉課へお問い合わせください。なお、平成26年12月31日現在の認定書は平成27年1月5日以降に交付します。

※お問い合わせ先 ▼認定申請に関して:健康福祉課福祉G(☎662・2456) ▼税の控除に関して:住民税務課税務G(☎662・2112)

「固定資産税の減額措置が受けられます」

次の改修工事を行った住宅の固定資産税について、減額措置を受けることができます。減額を受けるには完成後3ヶ月以内に関係書類を添え申請書を提出してください。(※耐震改修・省エネ改修は、基準に適合したことの証

町関係施設の年末年始休館について

○…開館 休…休館

	12/26 (金)	12/27 (土)	12/28 (日)	12/29 (月)	12/30 (火)	12/31 (水)	1/1 (木)	1/2 (金)	1/3 (土)	1/4 (日)	1/5 (月)
役場 保健福祉センター 子育て支援センター	○	休	休	休	休	休	休	休	休	休	○
なかやま保育園 たかとりクラブ 子ども園	○	○	休	休	休	休	休	休	休	休	○
中央公民館 勤労文化センター	○	○	○	休	休	休	休	休	休	○	○
総合体育館 ほんわ館	○	○	○	休	休	休	休	休	休	○	休
歴史民俗資料館	○	○	○	休	休	休	休	休	休	休	○

年末年始の町営バス運行

○…運行

	12/26 (金)	12/27 (土)	12/28 (日)	12/29 (月)	12/30 (火)	12/31 (水)	1/1 (木)	1/2 (金)	1/3 (土)	1/4 (日)	1/5 (月)
町営バス	○	○	定期 運休	○	○	○	定期 運休	臨時 運休	臨時 運休	定期 運休	○

年末年始のごみ収集

12/27(土)はごみ収集は休みですが、古紙回収は行います。○…収集有り 休…収集休み

	12/26 (金)	12/27 (土)	12/28 (日)	12/29 (月)	12/30 (火)	12/31 (水)	1/1 (木)	1/2 (金)	1/3 (土)	1/4 (日)	1/5 (月)
ごみ	○	休	休	○	○	休	休	休	休	休	○
し尿汲み取り	○	休	休	休	休	休	休	休	休	休	○

明書が必要です。)手続きの詳しい内容・申請書の用紙等は住民税務課または町ホームページにあります。

●住宅の耐震改修 ▼対象住宅:昭和57年1月1日に所在していた住宅で、平成27年12月31日までの間に一定の改修が行われたもの ▼改修の内容:現行の耐震基準に適合した、改修工事費用が50万円を超える改修 ▼減額内容:翌年度の固定資産税額(1戸当たり120㎡相当分まで)の1/2が減額されます

●住宅のバリアフリー改修 ▼対象住宅:次のいずれかの方が居住する平成19年1月1日に所在していた住宅(賃貸住宅を除く)で、平成28年3月31日までの間に一定の改修が行われたもの ①65歳以上の方 ②要介護認定または要支援認定を受けている方 ③障がいのある方 ▼改修の内容:次のバリアフリー改修工事で、補助金を除く自己負担額が50万円を超える改修 ①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④トイレの改良 ⑤手すりの取り付け ⑥床の段差の解消 ⑦引戸への取替え ⑧床表面の滑り止め化 ▼減額内容:翌年度の固定資産税額(1戸当たり100㎡相当分まで)の1/3が減額されます。

●住宅の省エネ改修 ▼対象住宅:

平成20年1月1日に所在していた住宅で、平成28年3月31日までの間に一定の改修が行われたもの ▼改修の内容:現行の省エネ基準に適合した、次のうち①の窓の断熱改修工事を含む工事費用が50万円を超える改修 ①窓の断熱改修工事 ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事 ▼減額内容:翌年度の固定資産税額(1戸当たり120㎡相当分まで)の1/3が減額されます。

「相続方法の改正について」

※お問い合わせ先 山形税務署資産課税部門(☎622・1611)

平成27年1月1日以後の相続または遺贈に関する相続税については、基礎控除の額が引き下げられ、次のようになります。

3,000万円+(600万円×法定相続人の数)

(注)亡くなられた人から相続等によって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が相続税の基礎控除額を超える場合、財産を取得した人は相続税の申告が必要となります。

税務署での面接による個別相談を希望される方は、あらかじめ電話等により予約のうえ、税務署へお越しください。